



義務付け訴訟・差止訴訟

06-1 義務付け訴訟

図表 義務付け訴訟

	内 容
意 義	義務付け訴訟とは、①行政庁が一定の処分をすべきであるにもかかわらずこれがされないとき、または、②行政庁に対し一定の処分又は裁決を求める旨の法令に基づく申請または審査請求がされた場合において、当該行政庁がその処分または裁決をすべきであるにもかかわらずこれがされないときに、行政庁がその処分または裁決をすべき旨を命ずることを求める訴訟をいう。
取消訴訟との相違点	義務付け訴訟においては、仮の義務付けによる仮の救済手段が採られている。また、第三者効の準用はされていない。

図表 義務付け訴訟の種類

	非申請型義務付け訴訟	申請型義務付け訴訟	
		不作為型	拒否処分型
訴訟要件	<ul style="list-style-type: none"> ①一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあること ②その損害を避けるために適当な方法がないとき ③原告適格 	当該法令に基づく申請または審査請求に対し相当の期間内に何らの処分または裁決がされないこと	当該法令に基づく申請または審査請求を却下しまたは棄却する旨の処分または裁決がされた場合において、当該処分または裁決が取り消されるべきものであり、または無効若しくは不存在である場合
手続的要件		不作為の違法確認の訴えとの併合提起	取消訴訟または無効等確認の訴えとの併合提起
本案勝訴要件	行政庁がその処分をすべきであることがその処分の根拠となる法令の規定から明らかであると認められまたは行政庁がその処分をしないことがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められるとき	請求に理由があると認められ、かつ、その義務付けの訴えに係る処分または裁決につき、行政庁がその処分若しくは裁決をすべきであることがその処分若しくは裁決の根拠となる法令の規定から明らかであると認められまたは行政庁がその処分若しくは裁決をしないことがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められるとき	

06-2 差止訴訟

 図表 差止訴訟

	内 容
意 義	差止訴訟とは、行政庁が一定の処分または裁決をすべきでないにかかわらずこれがされようとしている場合において、行政庁がその処分または裁決をしてはならない旨を命ずることを求める訴訟をいう。
訴訟要件	<p>① 一定の処分または裁決がされようとしていること 一定の処分がされる蓋然性があることが必要となる。たとえば、行政手続法に基づいて、聴聞の通知や弁明の機会の付与の通知がなされた場合には、一定の処分がされようとしている場合にあたるといえる。</p> <p>② 一定の処分または裁決がされることにより重大な損害を生ずるおそれがあること 判例は、「重大な損害を生ずるおそれ」があると認められるためには、処分がされることにより生ずるおそれのある損害が、処分がされた後に取消訴訟等を提起して執行停止の決定を受けることなどにより容易に救済を受けることができるものではなく、処分がされる前に差止めを命ずる方法によるのでなければ救済を受けることが困難なものであることを要すると解するの相当であるとしている。 なお、重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分または裁決の内容及び性質をも勘案するものとする（行政事件訴訟法37条の4第2項）。</p> <p>③ 損害を避けるため他に適当な方法があるとき 差止訴訟は、損害を避けるため他に適当な方法があるときは、提起することができない（行政事件訴訟法37条の4第1項ただし書）。 この差止訴訟における消極要件は、非申請型義務付け訴訟と違い、ただし書きで定められている。この趣旨は、一般的に「重大な損害を生ずるおそれ」という積極要件が充たされる場合には、通常、救済の必要があると考えられ、消極要件はあくまで例外的な場合を定めていると解されている。 なお、民事訴訟の提起が可能な場合であっても、そのことから直ちに「損害を避けるため他に適当な方法がある」とはいえないとされている。</p> <p>④ 原告適格 行政庁が一定の処分または裁決をしてはならない旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者である（行政事件訴訟法37条の4第3項）。法律上の利益の有無の判断については、取消訴訟の原告適格に関する解釈規定が準用されている（行政事件訴訟法37条の4第4項）。</p>
本案勝訴要件	行政庁がその処分若しくは裁決をすべきでないことがその処分若しくは裁決の根拠となる法令の規定から明らかであると認められまたは行政庁がその処分若しくは裁決をすることがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められるときである。
取消訴訟との相違点	差止訴訟においては、仮の差止によって仮の救済がなされる。また、第三者効は準用されない。